

様式第14

株式交換等報告書

年 月 日

都道府県知事 殿

(株式交換完全親会社等)

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

代表者の氏名

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第12条第10項の規定(当該規定が準用される場合を含む)により、下記の規定に該当する旨を報告します。

記

1 報告者の種別と該当する規定について

報告者の種別と施行規則第10条のうち該当する規定	<input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定中小企業者 (施行規則第11条第1項各号)	<input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定中小企業者 (施行規則第11条第3項各号)
	<input type="checkbox"/> 第一種特別相続認定中小企業者 (施行規則第11条第2項各号)	<input type="checkbox"/> 第二種特別相続認定中小企業者 (施行規則第11条第4項各号)
	<input type="checkbox"/> 第一種特例贈与認定中小企業者 (施行規則第11条第5項各号)	<input type="checkbox"/> 第二種特例贈与認定中小企業者 (施行規則第11条第7項各号)
	<input type="checkbox"/> 第一種特例相続認定中小企業者 (施行規則第11条第6項各号)	<input type="checkbox"/> 第二種特例相続認定中小企業者 (施行規則第11条第8項各号)
認定年月日及び番号	年 月 日(号)	

2 株式交換完全親会社等

主たる事業内容		
資本金の額又は出資の総額		円
株式交換効力発生日等		年 月 日
承継の原因		
株式交換完全親会社等	代表者氏名	代表者住所
株式交換完全子会社等	会社名	会社所在地
	代表者氏名	代表者住所

株式交換等により交付された財産					
株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度(年 月 日から 年 月 日まで)における特定資産に係る明細表					
種別		内容	利用状況	価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分(*)を除く。)			(1) 円	(12) 円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*)			(2) 円	(13) 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの			(3) 円	(14) 円
不動産	現に自ら使用しているもの			(4) 円	(15) 円
	現に自ら使用していないもの			(5) 円	(16) 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的としない有するもの			(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを目的としない有するもの			(9) 円	(20) 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産			(10) 円	(21) 円

	経営承継受贈者(経営承継相続人)及び当該経営承継受贈者(経営承継相続人)に係る同族関係者等(施行規則第1条第17項第2号ホに掲げる者をいう。)に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産			(11) 円	(22) 円
特定資産の帳簿価額の合計額	(23) = (2) + (3) + (5) + (7) + (9) + (10) + (11) 円	特定資産の運用収入の合計額	(25) = (13) + (14) + (16) + (18) + (20) + (21) + (22) 円		
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額	(26) 円		
株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日以前の5年間(贈与(相続の開始)の日前の期間を除く。)に経営承継受贈者(経営承継相続人)及び当該経営承継受贈者(経営承継相続人)に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等	(27) 円		
		損金不算入となる給与	(28) 円		
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29) = ((23) + (27) + (28)) / ((24) + (27) + (28)) %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30) = (25) / (26) %		

3 経営承継受贈者(経営承継相続人)について

株式交換効力発生日等における総株主等議決権数	(a)	個
氏名		
住所		
株式交換効力発生日等における経営承継受贈者(経営承継相続人)及び当該経営承継受贈者(経営承継相続人)に係る同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(b) + (c) ((b) + (c)) / (a)	個 %
株式交換効力発生日等における保有議決権数及びその割合	(b) (b) / (a)	個 %
株式交換効力発生日等における	氏名(会社名)	住所(会社所在地)
		保有議決権数及びその割合

同族関係者			(c) (c) / (a)	個 %
-------	--	--	------------------	--------

(備考)

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- ② 報告書の写し及び施行規則第12条第10項各号に掲げる書類を添付する。
- ③ 本様式における第一種特別贈与(相続)認定中小企業者に係る規定は、当該規定を、第二種特別贈与(相続)認定中小企業者、第一種特例贈与(相続)認定中小企業者又は第二種特例贈与(相続)認定中小企業者について準用する場合を含む。なお、本様式において「経営承継受贈者(経営承継相続人)」とある場合は、報告者の種別に合わせてそれぞれ対応する語句に読み替えるものとする。
- ④ 報告者の経営承継受贈者(経営承継相続人)が当該報告者若しくはその株式交換完全子会社等(施行規則第11条第1項の規定による地位の承継前の第一種特別贈与認定中小企業者(第2項の規定による地位の承継前の第一種特別相続認定中小企業者)に限る。)の代表者でない場合(その代表権を制限されている場合を含む。)であって、当該経営承継受贈者(経営承継相続人)が施行規則第9条第10項各号のいずれかに該当するに至っていたときには、その旨を証する書類を添付する。
- ⑤ 報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合において、施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときは、その旨を証する書類を添付する。
- ⑥ 株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日において報告者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき(施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときを含む。)には、その旨を証する書類を添付する。

(記載要領)

- ① 「承継の原因」については、株式交換又は株式移転のいずれかを記載する。
- ② 「株式交換完全子会社等」については、承継前に第一種特別贈与認定中小企業者(第一種特別相続認定中小企業者)であった者のみの事項を記載する。
- ③ 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。
- ④ 「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。(施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。)
- ⑤ 「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により報告者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。)の額を記載する。(施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。)

- ⑥ 「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- ⑦ 株式移転の場合にあつては、「株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度(年 月 日から 年 月 日まで)における特定資産等に係る明細表」のうち「運用収入」の欄の記載は不要である。